

「鳥取県就職氷河期世代活躍支援補助金」 のご案内

令和6年度版



鳥取県では、不安定な就労状態にある就職氷河期世代の安定した雇用を促進するため、国の「トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）」及び「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けた事業主に対し、**県から補助金を上乗せ交付**して、非正規雇用労働者及び失業状態にある就職氷河期世代の正規雇用と定着を支援します。

補助金を交付する事業主の要件

次の①から⑤のいずれにも該当する事業主

- ① 一般トライアルコース又は就職氷河期世代安定雇用実現コースの助成金の支給対象となる就職氷河期世代の労働者を雇い入れ、同助成金の支給決定を受けた事業主であること。
※県の補助金交付対象とする国の助成金は、就職氷河期世代の雇い入れに係る助成金であり、令和5年4月1日以降の雇い入れに限ります。また、雇い入れた日において鳥取県内の事業所等で勤務する者に限ります。
- ② 鳥取労働局管内に雇用保険適用事業所があること。ただし、管外にある本社が雇用保険の事業手続きを一括して行うなど、雇用保険非該当の承認事業所の場合はこの限りではありません。
- ③ 県税に未納がないこと。
- ④ 県の補助金交付申請日において、過去2年間に故意又は重大な過失による法令違反がないこと。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者でないこと。

補助金の交付額

厚生労働省の補助金についてはこちらからご確認ください



■一般トライアルコースの支給決定を受けた事業主

1人あたり月額2万円、最長3か月分の6万円（国助成金4～5万円/月に上乗せ補助）

■就職氷河期世代安定雇用実現コースの支給決定を受けた事業主

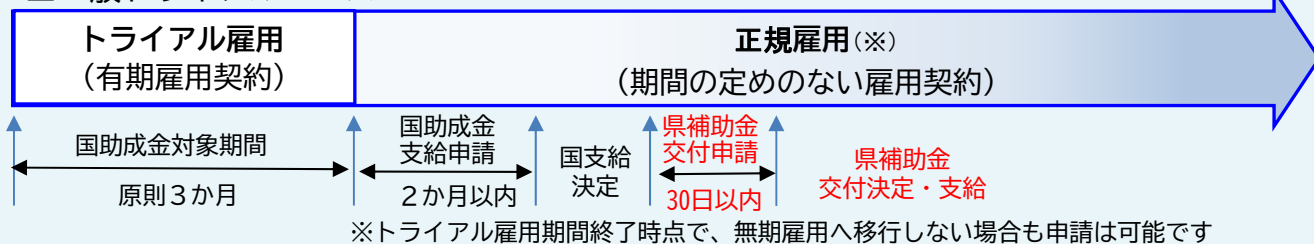
1人あたり30万円（国助成金第1期の30万円に上乗せ補助）

※一般トライアルコース及び就職氷河期世代安定雇用実現コースのそれぞれの補助金交付申請を行うことが可能です。

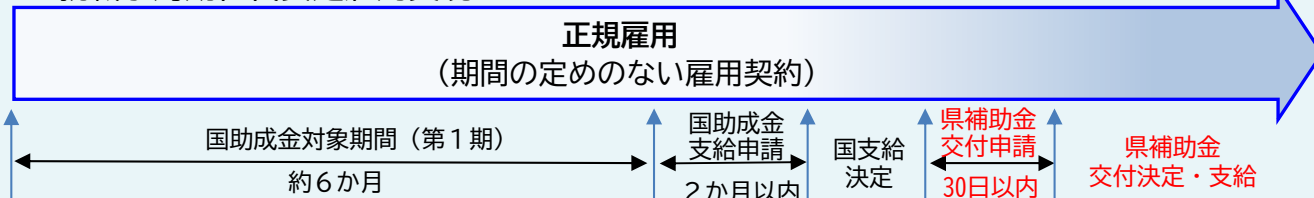
補助金手続きの流れ

国助成金の支給決定を受けた日から30日以内又は令和7年3月10日までに県の補助金交付申請を行ってください。

■一般トライアルコース



■就職氷河期世代安定雇用実現コース



<参考> 就職氷河期世代の助成金の対象労働者

1968年4月2日から1988年4月1日の間に生まれた方、雇入れ日直近5年間に正規雇用労働者等として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者等として雇用されたことがない者、紹介日時時点で失業状態の者または非正規雇用労働者かつハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者等です。詳しくは、お近くの鳥取県立鳥取・倉吉・米子・境港ハローワークにお尋ねください。

【申請・お問合せ】

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 本庁舎7階
鳥取県商工労働部雇用人材局雇用・働き方政策課
☎ 0857-26-8477 FAX 0857-26-8169
✉ koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp



令和6年4月作成